三重労働局発表 平成23年 5月31日

三 重 労 働 局 雇用均等室長 和田 秀美 機会均等指導官 矢田 有 電話 059-226-2318

当

県内初!!

2回目の「次世代法に基づく認定」を (株)百五銀行(津市) が取得しました!

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)に基づき、事業主が「一般事業主行動計画」 (以下、「行動計画」という。) を策定し、その計画の目標を達成するなど一定の基準を満たした場合は、 「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができる。

○今般、三重労働局(局長:藤井礼一)では、**次世代法に基づき、株式会社百五銀行を** 「子育てサポート企業」として認定した。

当企業は、平成20年(2008年)にも認定を受けており、今回は**2回目の認定取 得**となる。**県内で認定を2回取得したのは、当企業が初めて**である。

- ○取組内容は、添付資料①のとおり。
- ○認定は、定めた行動計画ごとに、認定基準を満たせば取得できる。認定基準には、行 動計画に定めた目標を達成する・男性育児休業取得者がいるなどが定められている。

また、認定企業は、「次世代認定マーク(くるみん)」を自社 の商品や広告などに表示し、仕事と家庭の両立支援企業として 対外的にアピールすることができる。

○これで、次世代法に基づく認定企業は三重県で8社、認定件 数は9件となった(認定企業一覧は添付資料②)。



次世代認定マーク(くるみん)

【三重県の届出状況】(添付資料③)

平成23年5月27日時点での三重県の行動計画策定、届出事業主数は、696社(うち常時雇 用する労働者数301人以上事業主は156社(規模別届出率98.7%)、101人以上300人 以下事業主は330社(88.0%))である。

今後、当局では、平成23年4月1日より、新たに行動計画の策定、届出等が義務化された労働 者数101人以上の事業主に対し、早期の届出を指導するとともに、認定取得を目指す取組を促す。

<添付資料> ① ㈱百五銀行の取組内容

- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧
- ③ 県内の一般事業主行動計画策定届提出状況(平成23年5月27日時点)
- ④ パンフレット「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう!!」 ④は[添付略]



株式会社百五銀行

(行動計画の取組内容)

- 子育ての大切さについて等を杜内報へ掲載、また、子どもが生まれた男性行員へ「男性の育児休業に関するリーフレット」を作成、配布し、男性の育児休業取得促進を図った。
- 育児休業取得の手続きなど、制度に関するガイドブックを作成し、配布した。
- 育児休業取得者を対象に、「育児休業取得者ミーティング」を開催し、円滑な職場復帰 のための情報提供を行った。
- 短時間が発制度を、実働7時間から希望の多かった「実働6時間」へ変更し、かつ、 対象となる子どもの年齢を3歳から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大した。
- 子どもの学校行事に参加等するための休暇(「ファミリー休暇」)を新設した。

(その他の取組)

- ◇ 法定の「子の看護休暇」以外に、小学校1年生以上4年生以下の子を養育する 従業員が負傷または疾病にかかった当該子の看護をするときは1年度につき 通算5日の休暇を取得できる制度を設けた。
- ◇ 所定外労働削減のため、毎週水曜日を早帰りの日、毎年2月と8月をゆとり月間として、定時退行を促している。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧

三 重 労 働 局 管 内 平成23年 5月31日現在

	企 業 名	所在地	認定年
		(市町村のみ)	
1	株式会社三重銀行	四日市市	2007年
2	マックスバリュ中部株式会社	松阪市	2007年
3	株式会社第三銀行	松阪市	2008年
4	株式会社百五銀行	津市	2008年
5	パナソニック電エインテリア照明株式会社	伊賀市	2009年
6	医療法人社団寺田病院	名張市	2009年
7	太陽化学株式会社	四日市市	2010年
8	河村産業株式会社	四日市市	2010年
9	株式会社百五銀行(4と同じ。2回目の認定)	津市	2011年

三重労働局雇用均等室

1 策定届の提出数

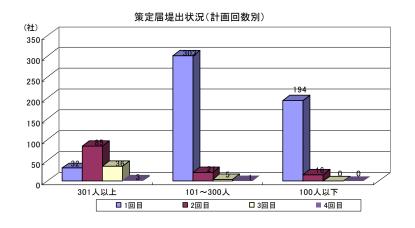
次世代育成支援対策推進法(以下、「法」という。)に基づき、一般事業主行動計画策定届(様式第一号)を当局に提出している事業主は696社。うち、法で提出が義務付けられている常時雇用する労働者が101人以上の事業主(※1)は486社。

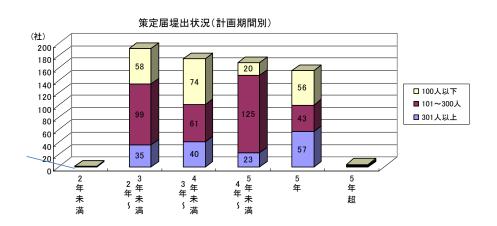
また、一般事業主行動計画は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間に複数回策定することが望ましいとされているが、計画回数別に見ると、101~300人の事業主の約9割は1回目であり、また、<math>301人以上の事業主の約8割は、2回以上計画を策定している。

計画期間別では、「2年以上3年未満」が最も多く、次いで「3年~4年未満」、「4年~5年未満」と続く。

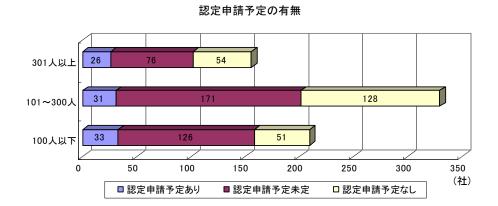
※1…平成23年4月から、行動計画の策定・届出、公表・周知の義務対象企業が、労働者301人以上から、101人以上へ拡大された。

	301 人以上	101 人以上 300 人以下	100 人以下	総計
企業数(社)	158	375		
行動計画	156	330	210	696
届出企業数(社)	[22.4%]	[47.4%]	[30.2%]	[100.0%]
届出率	98.7%	88.0%		





2 認定申請についての企業の方針 策定届の提出時点で法に基づく「認定」の申請予定があるとしている事業主は90社(12. 9%)である。



3 目標とされている事項

一般事業主行動計画の目標に掲げられた事項で、最も多いのは「育児・介護休業法や労働基準 法等に基づく諸制度の周知」で、次いで「所定外労働の削減のための措置」、「育児休業の取得・ 職場復帰しやすい環境整備のための措置」と続く。

目標とされている事項(上位10項目)

